

山梨県公報

号外第二十七号

令和二年

四月三十日

木曜日

目次

公安委員会

○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………一

公安委員会

山梨県公安委員会告示第三十八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

令和二年四月三十日

山梨県公安委員会

委員長 石川 恵

別表第一中

九五	都留市法能九九九番地先(国道一三九号と市道との丁字路交差点)	谷村第二小学校前	平成二五年一月一四日告示第一三〇号
----	--------------------------------	----------	-------------------

を

九五	都留市法能九九九番地先(国道一三九号と市道との丁字路交差点)	谷村第二小学校前	平成二五年一月一四日告示第一三〇号
九六	都留市下谷二、八四五番地先(県道高畑谷村停車場線と市道との丁字路交差点)	羽根子入口	令和二年四月三〇日告示第三八号

に改める。

別表第四の二五の項を次のように改める。

二五	市道	甲府市宝一丁目八番一〇号先(市道同士の丁字路交差点)から甲府市宝一丁目九番一〇号先(市道同士の丁字路交差点)までの間(五〇メートル)	軽二輪、(二輪)を除く	車両進行方向から東へ終日	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号
----	----	--	-------------	--------------	----	-----------------

別表第五の二八九の項の次に次のように加える。

二九〇	市道	甲府市宝二丁目四番一〇号先(市道同士の丁字路交差点)	西進する車両(二輪)を除く	終日	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号
二九一	市道	甲府市朝日二丁目一五番一三三号先(市道同士の丁字路交差点)	北進する車両(二輪)を除く	終日	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号
二九二	市道	甲府市朝日二丁目一四番一四号先(市道同士の丁字路交差点)	北進する車両(二輪)を除く	終日	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号
二九三	市道	甲府市朝日二丁目九番一〇号先(市道同士の丁字路交差点)	南進する車両(二輪)を除く	七時から二時まで	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号
二九四	市道	甲府市朝日二丁目五番一八号先(市道同士の丁字路交差点)	南進する車両(二輪)を除く	七時から二時まで	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号
二九五	市道	甲府市美咲二丁目一番一五号先(市道と美咲橋との丁字路交差点)	南進する車両(二輪)を除く	終日	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号

三〇二	主要地 甲斐市千塚一丁目 四番七号先(主 要地方道との十 字交差点)	西進 する 両	休日 を除く 七時 から 九時 まで	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三〇一	市道 甲斐市丸の内二丁 目三五番二号先 (市道同士の十 字交差点)	北進 する 両 (二輪 車を 除く)	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三〇〇	主要地 甲斐市千塚一丁目 二番九号先(主 要地方道との十 字交差点)	東進 する 両	休日 を除く 七時 から 九時 まで	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
二九九	市道 甲斐市丸の内二丁 目三三番一号先 (舞鶴小東交差 点)	北進 する 両 (二輪 車を 除く)	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
二九八	主要地 甲斐市千塚一丁目 二番九号先(主 要地方道との十 字交差点)	西進 する 両	休日 を除く 七時 から 九時 まで	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
二九七	市道 甲斐市丸の内二丁 目二二番八号先 (市道同士の十 字交差点)	南進 する 両 (二輪 車を 除く)	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
二九六	市道 甲斐市緑が丘一丁 目七番一六号先 (市道と美咲橋と の丁字路交差点)	南進 する 両 (二輪 車を 除く)	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

三〇九	国道 五号	東進 する 両 (二輪 車を 除く)	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三〇八	市道 甲斐市東光寺二丁 目一番二〇号先 (市道同士の十 字交差点)	南進 する 両 (二輪 車を 除く)	七時 から 九時 まで	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三〇七	市道 甲斐市湯村三丁目 一〇番一〇号先 (市道同士の十 字交差点)	南進 する 両	休日 を除く 七時 から 九時 まで	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三〇六	主要地 甲斐市湯村二丁目 六番一四号先(主 要地方道との十 字交差点)	西進 する 両	休日 を除く 七時 から 九時 まで	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三〇五	県道 中条甲	西進 する 両 (二輪 車を 除く)	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三〇四	主要地 甲斐市千塚一丁目 九番七号先(千塚 幡神社入口交差 点)	西進 する 両	休日 を除く 七時 から 九時 まで	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三〇三	市道 甲斐市宝一丁目二 七番五号先(市道 同士の十字路交差 点)	東進 する 両 (二輪 車を 除く)	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

三一五	三一四	三二三	三二二	三二一	三一〇
市道	市道	市道	市道	市道	市道
甲府市善光寺二丁目四番一五号先 点(里垣小東交差)	甲府市善光寺二丁目四番一五号先 点(里垣小東交差)	甲府市丸の内二丁目三八番一五号先 点(丸の内三丁目西交差)	甲府市丸の内三丁目一三番六号先 点(穴切神社入口南交差)	甲府市東光寺一丁目一三番九号先 点(市道同士の丁字路交差)	甲府市丸の内三丁目二六番五号先 点(市道同士の丁字路交差)
南進す る大型車 自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中	南進す る大型車 自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中	南進す る大型車 自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中	南進す る大型車 自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中	北進す る大型車 自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中	東進す る大型車 自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中
七時か まら九時 一三時 か一三時 で六時ま	休日曜、 除く七時 から九時 まで	終日	終日	七時か まら九時 一三時 か一三時 で六時ま	終日
甲府	甲府	甲府	甲府	甲府	甲府
令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

三二一	三二〇	三一九	三一八	三一七	三一六
主要地 方道 府道 線	市道	市道	市道	国道 五号	市道
甲府市善光寺三丁目一五番一五号先 点(主要地方道との 交差)	甲府市丸の内三丁目二番一五号先 点(市道同士の丁字 路交差)	甲府市善光寺二丁目四番一五号先 点(里垣小東交差)	甲府市善光寺二丁目四番一五号先 点(里垣小東交差)	甲府市丸の内三丁目三番七号先 点(国道五号と市 道との丁字路交差)	甲府市丸の内三丁目三番七号先 点(市道同士の丁字 路交差)
北進す る大型車 自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中	南進す る大型車 自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中	北進す る大型車 自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中	北進す る大型車 自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中	東進す る大型車 自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中	北進す る大型車 自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中 、自定動中
終日	終日	七時か まら九時 一三時 か一三時 で六時ま	休日曜、 除く七時 から九時 まで	終日	終日
甲府	甲府	甲府	甲府	甲府	甲府
令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

三二七	国道四一 号	甲府市中央一丁目 一番二一(国道 四一)と市道 との丁字路交差 点)	西進す る車 場(駐 車利 用除 く)	一日曜 から二 時	甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
三二六	市道	甲府市中央二丁目 一三番二(先 T)甲府北交差 点)	北進す る車 、(原 、(軽 、(除 く)	終日	甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
三二五	市道	甲府市丸の内三丁 目二番一七号先 (市道同士の十字 路交差点)	西進す る車 、(二 、(除 く)	終日	甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
三二四	国道四一 号	甲府市酒折二丁目 二番四号先(国道 四一)と市道と の丁字路交差点)	東進す る車 、(除 く)	日曜、 除く七 時から 九時	甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
三二三	国道四一 号	甲府市善光寺一丁 目二番四号先(酒 折宮入口交差点)	東進す る車 、(除 く)	日曜、 除く七 時から 九時	甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
三二二	市道	甲府市丸の内三丁 目一(市道同士の十字 路交差点)	南進す る車 、(二 、(除 く)	終日	甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
			車(マ イクロ 、(除 く)			

三三三	主要地 三方市郷川甲	甲府市若松町四番 地一(主要地 甲府市郷川 と市道との 交差点)	北進す る車 、(原 、(除 く)	終日	甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
三三二	市道	甲府市宝二丁目八 番三(先 十字路交差 点)	北進す る車 、(二 、(除 く)	日曜、 除く七 時から 三時	甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
三三一	市道	甲府市宝二丁目三 番一六号先 (市道同士の十字 路交差点)	北進す る車 、(二 、(除 く)	日曜、 除く七 時から 三時	甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
三三〇	国道三 五八号	甲府市相生三丁目 八番三(先 五八)と市道 との丁字路交差 点)	南進す る車 、(除 く)	日曜、 除く七 時から 九時	甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
三二九	市道	甲府市宝二丁目三 番六(先 丁字路交差 点)	南進す る車 、(二 、(除 く)	日曜、 除く九 時から 三時	甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
三二八	市道	甲府市相生三丁目 八番一(先 丁字路交差 点)	北進す る車 、(除 く)	終日	甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
				二時 まで		

三三九	三三八	三三七	三三六	三三五	三三四
五国道三	市道	市道	市道	市道	市道
甲府市相生一丁目 道一九番二号先(国道 三五八号と市道)	甲府市丸の内二丁 目一(市道)番七号先 路(交差点)	甲府市相生二丁目 二番四号先(市道 同士の丁字路交差 点)	甲府市屋形一丁目 五番一号先(梨大 付属小北交差点)	甲府市屋形一丁目 二番三(五号先(市 道同士の丁字路交 差点))	甲府市相生三丁目 四番一〇号先(光 沢寺東交差点)
北進す る車(自 転車)を 除く	西進す る車(二 輪車)を 除く	北進す る車(原 付車)を 除く	南進す る車(二 輪車)を 除く	東進す る車(二 輪車)を 除く	東進す る車(自 動車、特 殊車、特 定車、動 車、型自 動車)を 除く
休日、 除く七	終日	終日	終日	終日	終日
甲府	甲府	甲府	甲府	甲府	甲府
令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

三四五	三四四	三四三	三四二	三四一	三四〇
主要地 府方 線府 葦崎	市道	市道	市道	市道	市道
甲府市塩部一丁目 九番七号先(主 要地) 地方道甲府葦崎 と市道との 交差点)	甲府市丸の内二丁 目一(市道)番八号先 路(市道同士の十字 路交差点)	甲府市丸の内二丁 目一(市道)番七号先 路(市道同士の十字 路交差点)	甲府市塩部一丁目 四番一号先(市道 同士の丁字路交差 点)	甲府市塩部一丁目 六番二五号先(朝 日小学校前交差 点)	甲府市朝日五丁目 四番二二号先(市 道同士の丁字路交 差点)
西進す る車(二 輪車)を 除く	西進す る車(二 輪車)を 除く	南進す る車(二 輪車)を 除く	東進す る車(二 輪車)を 除く	東進す る車(二 輪車)を 除く	南進す る車(二 輪車)を 除く
終日	終日	終日	終日	終日	終日
甲府	甲府	甲府	甲府	甲府	甲府
令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

三五〇	三四九	三四八	三四七	三四六
市道	県道中 下条甲 府線	市道	県道中 下条甲 府線	県道中 下条甲 府線
甲府市北口三丁目 八番二一ノ路交 道同士の十字路 差点	甲府市丸の内二丁目 一四番一三ノ路 と下条甲府 線と市道との 路交差点	甲府市池田一丁目 六番一ノ路 同士の十字路 交点	甲府市下飯田一丁目 八番二ノ路 と下条甲府線と 市道との十字路 交差点	甲府市丸の内二丁目 一〇番一ノ路 と下条甲府 線と市道との十字 路交差点
東進す る二輪 軽車	西進す る二輪 軽車	西進す る二輪 軽車	東進す る二輪 軽車	西進す る二輪 軽車
終日	終日	終日	終日	終日
甲府	甲府	甲府	甲府	甲府
令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

三五六	三五五	三五四	三五三	三五二	三五二	三五二
主道要地 府方葦崎 線	市道	市道	市道	県道中 下条甲 府線	市道	市道
甲府市丸の内二丁目 一八番八号の府 目一八番八号の府 と市道との府葦 線と市道との府 と市道との府葦 線と市道との府 と市道との府葦 線と市道との府	甲府市丸の内二丁目 五番九号先 同士の十字路 交点	甲府市丸の内一丁目 目一三番二ノ路 と下条甲府 線と市道との 路交差点	甲府市丸の内二丁目 五番九号先 同士の十字路 交点	甲府市丸の内二丁目 目一五番一ノ路 と下条甲府 線と市道との 路交差点	甲府市丸の内二丁目 八番四号一 同士の十字路 交点	甲府市丸の内二丁目 八番四号一 同士の十字路 交点
西進す る二輪 軽車	南進す る二輪 軽車	西進す る二輪 軽車	北進す る二輪 軽車	東進す る二輪 軽車	西進す る二輪 軽車	西進す る二輪 軽車
終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日
甲府	甲府	甲府	甲府	甲府	甲府	甲府
令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

三六三	市道	甲府市朝日五丁目 四番九号先(市 道同士の丁字路交 差点)	南進す る車輪 (二輪 を除外)	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三六二	市道	甲府市城東二丁 目一〇番一五号先 (文珠稲荷入口交 差点)	南進す る車輪 (二輪 を除外)	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三六一	市道	甲府市丸の内二丁 目六番三号先(市 道同士の丁字路交 差点)	東進す る車輪 (二輪 を除外)	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三六〇	市道	甲府市城東二丁目 一六番一五号先 (市道同士の丁字 路交差点)	南進す る車輪 (二輪 を除外)	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三五九	市道	甲府市城東四丁目 一番二二号先(市 道と第二池添橋と の十字路交差点)	東進す る車輪 (二輪 を除外)	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三五八	県道中 下条甲 府線	甲府市丸の内二丁 目一五番一五号先 (県道中下条甲府 線と市道との十字 路交差点)	西進す る車輪 (二輪 を除外)	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三五七	市道	甲府市城東二丁目 一番一〇号先(教 育研究所前交差 点)	西進す る車輪 (二輪 を除外)	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

三六四	市道	甲府市丸の内三丁 目八番六号先(丸 の内三丁目西交差 点)	南進す る車輪 (二輪 を除外)	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三六五	市道	甲府市丸の内三丁 目三二番六号先 (市道同士の十字 路交差点)	南進す る車輪 (二輪 を除外)	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三六六	市道	甲府市青沼二丁目 一番一三番二二号先 (市道同士の十字 路交差点)	南進す る車輪 (二輪 を除外)	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三六七	市道	甲府市下曾根町一 九番一十路交差 点)	南進す る車輪 (二輪 を除外)	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三六八	主要地 方主要 甲府市 中央甲 府右左 線	甲府市幸町二〇番 一〇号先(伊勢小 学校東入口交差 点)	南進す る車輪 (二輪 を除外)	休日曜、 日曜、 を除く 七時 から 九時 まで	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三六九	市道	甲府市国玉町九七 五番地一先(国玉 町交差点)	東進す る車輪 (二輪 を除外)	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

三七四	市道	甲府市右左口町 一、六、一〇番地先 (下宿交差点)	北進 大型車	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三七三	主要地 方道中央 右左口線	甲府市大里町二、 九三六番地一先 (万才橋東詰交 点)	東進 大型車	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三七二	主要地 方道中央 右左口線	甲府市大里町三、 〇三一番地六先 (万才橋東詰交 点)	西進 大型車	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三七一	市道	甲府市大里町三、 八四七番地九先 (大里小学校西交 差点)	南進 二輪車 農業車、 軽自動車、 を除く	七時か ら九時 まで	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三七〇	市道	甲府市国玉町一、 〇四一番地五先 (国玉町交差点)	西進 大型車	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

三八〇	市道	中央市山之神三、 三八番地先(市 道同士の十字路 交点)	西進 大型車	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三七九	市道	甲府市堀之内町六 九七番地先(大里 小学校西交差点)	北進 二輪車	七時か ら九時 まで	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三七八	市道	甲府市青沼二丁目 二番一の十字路 交点)	北進 二輪車	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三七七	国道三 五八号	甲府市伊勢一丁目 二番一、二号先 (伊勢一交差点)	南進 二輪車	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三七六	国道三 五八号	甲府市伊勢一丁目 九番三〇号先 (伊勢一交差点)	北進 二輪車	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三七五	主要地 方道中央 右左口線	甲府市伊勢三丁目 一番四号先(伊勢 小学校東入口交 差点)	北進 二輪車	休日 を除く 日曜、 土曜、 祭日を 除く	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

三八六	市道	甲府市湯田二丁目 八番一四号先(市 道同士の十字路交 差点)	西進す る車輪 (二輪 を除く)	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三八五	市道	甲府市湯田二丁目 一三番一先(テ レビ山梨前交差 点)	西進す る車輪 (二輪 を除く)	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三八四	市道	甲府市湯田二丁目 一七番一五号先(市 道同士の十字路 交差点)	西進す る車輪 (二輪 を除く)	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三八三	主要地 方道甲 府中央 線右左 口	中央市成島一、 三番地四先(下 成島東交差点)	西進す る車輪 (二輪 を除く)	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三八二	市道	甲府市青沼一丁目 五番三先(市道 同士の十字路交差 点)	東進す る車輪 (二輪 を除く)	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三八一	市道	中央市成島一、三 番地先(市道 同士の丁字路交差 点)	東進す る車輪 (二輪 を除く)	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

三九一	主要地 方道甲 府笛吹 線	甲府市宮原町一、 三三番地一先 (大里小学校入口 交差点)	南進す る車輪 (二輪 を除く)	七時か ら九時 まで	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三九〇	国道三 五八号	甲府市中小河原町 五三番地二先 (中小河原立体南 交差点)	北進す る車輪 (二輪 を除く)	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三八九	市道	甲府市湯田一丁目 二番一五号先(市 道同士の十字路交 差点)	西進す る車輪 (二輪 を除く)	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三八八	市道	甲府市湯田一丁目 九番一六号先(市 道同士の十字路交 差点)	西進す る車輪 (二輪 を除く)	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
三八七	主要地 方道甲 府笛吹 線	甲府市湯田二丁目 四番一七号先(湯 田小南交差点)	西進す る車輪 (二輪 を除く)	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
			右折等 もは大 型車			

三九八	三九七	三九六	三九五	三九四	三九三	三九二
市道	市道	市道	主要地 方道甲 右中央 線左口	市道	市道	市道
一〇番四〇号先 （住吉一丁目交差 点）	甲府市里吉四丁目 二番九号先（里吉 団地入口交差点）	甲府市下向山町 一、五、六番地一 先（市道同士の 字路交差点）	甲府市住吉二丁目 一番一号先（伊勢 郵便局南交差点）	甲府市高畑二丁目 六番七号先（通学 橋東交差点）	甲府市高畑二丁目 一、四番一、二、三号先 （幸橋と市道との 十字路交差点）	甲府市高畑二丁目 一番二六号先 （幸橋と市道との 十字路交差点）
北進す る車輪 （二輪）	西進す る車輪	東進す る大型 自動車	北進す る大型 自動車	東進す る原付 （軽車 除く）	東進す る原付 （軽車 除く）	西進す る原付 （軽車 除く）
終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日
南甲府	南甲府	南甲府	南甲府	南甲府	南甲府	南甲府
令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

四〇三	四〇二	四〇一	四〇〇	三九九
主要地 方道甲 三郷市川 線	市道	主要地 方道甲 一、四、五番地 線	市道	主要地 方道甲 右中央 線左口
甲府市国母七丁 目一〇番二一 号先（主要地方 道甲府 市川三郷線と 市道との十字 路交差点）	甲府市幸町一〇番 地一先（市道同 士の十字路交 差点）	甲府市幸町七番地 一、四、五番地 と市道との十字 路交差点	甲府市幸町九番地 一、六号先（市 道同士の十字 路交差点）	甲府市幸町一八番 地八先（主要地 方道甲府中央 右左口と市道 との十字路交 差点）
南進す る車輪 （二輪）	北進す る二輪 （軽車 除く）	西進す る二輪 （軽車 除く）	東進す る二輪 （軽車 除く）	北進す る二輪 （軽車 除く）
終日	終日	終日	終日	七時か ら九時 まで
南甲府	南甲府	南甲府	南甲府	南甲府
令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

四二二	四二二	四二二	四二〇	四一九	四一八	四一七
市道	市道	市道	市道	市道	市道	市道
甲府市青沼二丁目 一丁目先(市道同士の 路交差点)	甲府市青沼一丁目 一丁目先(市道同士の 路交差点)	甲府市青沼二丁目 七番一丁目先(市道 同士の路交差点)	甲府市青沼二丁目 一丁目先(市道同士の 路交差点)	甲府市青沼二丁目 一丁目先(市道同士の 路交差点)	甲府市青沼二丁目 二丁目先(市道同士の 路交差点)	甲府市青沼三丁目 一丁目先(市道同士の 路交差点)
西進する 車両	東進する 車両 (二輪車 を除く)	西進する 車両 (二輪車 を除く)	北進する 車両 (二輪車 を除く)	西進する 車両 (二輪車 を除く)	西進する 車両 (二輪車 を除く)	北進する 車両 (二輪車 を除く)
終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日
南甲府	南甲府	南甲府	南甲府	南甲府	南甲府	南甲府
令和二年四月三 日 告示第三八号	令和二年四月三 日 告示第三八号	令和二年四月三 日 告示第三八号	令和二年四月三 日 告示第三八号	令和二年四月三 日 告示第三八号	令和二年四月三 日 告示第三八号	令和二年四月三 日 告示第三八号

四三二	四三一	四三〇	四二九	四二八	四二七	四二六	四二五	四二四
市道	市道	市道	市道	市道	市道	市道	市道	市道
南アルプス市十五 一丁目先(国道五二 号)	南アルプス市沢登 三丁目先(国道五二 号)	南アルプス市沢登 三丁目先(国道五二 号)	南アルプス市沢登 三丁目先(国道五二 号)	南アルプス市沢登 三丁目先(国道五二 号)	南アルプス市在 家(国道五二号下 り)	南アルプス市在 家(国道五二号上 り)	南アルプス市在 家(国道五二号下 り)	南アルプス市在 家(国道五二号上 り)
西進する 車両	東進する 車両	西進する 車両	東進する 車両	西進する 車両	西進する 車両	東進する 車両	西進する 車両	東進する 車両
終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日
南アル プス	南アル プス	南アル プス	南アル プス	南アル プス	南アル プス	南アル プス	南アル プス	南アル プス
令和二年四月三 日 告示第三八号	令和二年四月三 日 告示第三八号	令和二年四月三 日 告示第三八号	令和二年四月三 日 告示第三八号	令和二年四月三 日 告示第三八号	令和二年四月三 日 告示第三八号	令和二年四月三 日 告示第三八号	令和二年四月三 日 告示第三八号	令和二年四月三 日 告示第三八号

四四一	四四〇	四三九	四三八	四三七	四三六	四三五	四三四	四三三	
農道	農道	市道	市道	市道	市道	市道	市道	市道	
南アルプス市十日市場一九五番地一	南アルプス市十日市場二〇九番地一先(十日市場南交差点)	南アルプス市十日市場一、五六三番地二先(国道五二の十字路交差点)	南アルプス市十日市場一、七〇七番地一先(国道五二の十字路交差点)	南アルプス市吉田六八五番地一先(国道五二号上り線と市道との十字路交差点)	南アルプス市吉田六七八番地一先(国道五二号下り線と市道との十字路交差点)	南アルプス市十五所一、二三九番地一先(国道五二号上り線と市道との十字路交差点)	南アルプス市十五所一、二四一番地一先(国道五二号下り線と市道との十字路交差点)	南アルプス市十五所一、二〇九番地一先(国道五二号上り線と市道との十字路交差点)	下り線と市道との十字路交差点)
東進する車両	西進する車両	東進する車両	西進する車両	東進する車両	西進する車両	東進する車両	西進する車両	東進する車両	
終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	
南アルプス	南アルプス	南アルプス	南アルプス	南アルプス	南アルプス	南アルプス	南アルプス	南アルプス	
令和二年四月三〇日	令和二年四月三〇日 告示第三八号	令和二年四月三〇日 告示第三八号	令和二年四月三〇日 告示第三八号	令和二年四月三〇日 告示第三八号	令和二年四月三〇日 告示第三八号	令和二年四月三〇日 告示第三八号	令和二年四月三〇日 告示第三八号	令和二年四月三〇日 告示第三八号	

四五〇	四四九	四四八	四四七	四四六	四四五	四四四	四四三	四四二	
農道	農道	農道	市道	市道	市道	市道	市道	市道	
南アルプス市江原	南アルプス市江原三五九番地先(国道五二号上り線と農道との十字路交差点)	南アルプス市江原三九八番地一先(国道五二号下り線と農道との十字路交差点)	南アルプス市十日市場三七二番地一先(国道五二号上り線と市道との十字路交差点)	南アルプス市十日市場三七八番地一先(国道五二号下り線と市道との十字路交差点)	南アルプス市十日市場四〇八番地一先(国道五二号上り線と市道との十字路交差点)	南アルプス市十日市場三九五番地一先(国道五二号下り線と市道との十字路交差点)	南アルプス市十日市場五六六番地一先(国道五二号上り線と市道との十字路交差点)	南アルプス市十日市場四二〇番地一先(国道五二号下り線と市道との十字路交差点)	先(十日市場交差点)
西進する車両	東進する車両	西進する車両	東進する車両	西進する車両	東進する車両	西進する車両	東進する車両	西進する車両	
終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	
南アルプス	南アルプス	南アルプス	南アルプス	南アルプス	南アルプス	南アルプス	南アルプス	南アルプス	
令和二年四月三〇日	令和二年四月三〇日 告示第三八号	令和二年四月三〇日 告示第三八号	令和二年四月三〇日 告示第三八号	令和二年四月三〇日 告示第三八号	令和二年四月三〇日 告示第三八号	令和二年四月三〇日 告示第三八号	令和二年四月三〇日 告示第三八号	令和二年四月三〇日 告示第三八号	告示第三八号

四五八	市道	南アルプス市清水 二三五番地一先 (国道五二号下り 線と市道との十字 路交差点)	西進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
四五七	市道	南アルプス市古市 場二番地一先 (国道五二号上り 線と市道との十字 路交差点)	東進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
四五六	市道	南アルプス市古 市場三〇番地一先 (国道五二号下り 線と市道との十字 路交差点)	西進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
四五五	市道	南アルプス市田 島二〇番地一先 (国道五二号上り 線と市道との十字 路交差点)	東進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
四五四	市道	南アルプス市田島 五二八番地一先 (国道五二号下り 線と市道との十字 路交差点)	西進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
四五三	市道	南アルプス市江原 八四七番地一先 (国道五二号上り 線と市道との十字 路交差点)	東進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
四五二	市道	南アルプス市田島 一五三番地一先 (国道五二号下り 線と市道との十字 路交差点)	西進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
四五一	農道	南アルプス市江原 四九八番地一先 (国道五二号上り 線と農道との十字 路交差点)	東進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
		七二二番地一先 (国道五二号下り 線と農道との十字 路交差点)	東進す る車両		プス	〇日 告示第三八号

四五九	市道	南アルプス市清水 一八二番地二先 (国道五二号上り 線と市道との十字 路交差点)	東進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
四六〇	市道	南アルプス市大師 一二二番地二先 (国道五二号下り 線と市道との十字 路交差点)	西進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
四六一	市道	南アルプス市大師 二二五番地一先 (国道五二号上り 線と市道との十字 路交差点)	東進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
四六二	市道	南アルプス市宮沢 六五番地一先(国 道五二号下り線と 市道との十字路交 差点)	西進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
四六三	市道	南アルプス市大師 一一八番地一先 (国道五二号上り 線と市道との十字 路交差点)	東進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
四六四	市道	南アルプス市宮沢 一七三番地二先 (国道五二号下り 線と市道との十字 路交差点)	西進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
四六五	市道	南アルプス市宮沢 四七番地先(国道 五二号上り線と市 道との十字路交差 点)	東進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
四六六	市道	南アルプス市宮沢 一八二番地一先 (甲西工業団地北 交差点)	東進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
四六七	市道	南アルプス市戸田 一八九番地一先 (甲西工業団地北 交差点)	西進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

四七五	市道	国道二〇号	南進す	終日	南進す	令和二年四月三日 告示第三八号
四七四	市道	南アルプス市戸田九番地二〇号と先井一、八七二番地との丁字路交差点	南進す	終日	南進す	令和二年四月三日 告示第三八号
四七三	市道	南アルプス市戸田九番地二〇号と先井一、八七二番地との丁字路交差点	東進す	終日	南アルプス	令和二年四月三日 告示第三八号
四七二	市道	南アルプス市戸田四三二番地五先線と国道五二号上り路交差点	東進す	終日	南アルプス	令和二年四月三日 告示第三八号
四七一	市道	南アルプス市戸田三七二番地五先線と国道五二号下り路交差点	西進す	終日	南アルプス	令和二年四月三日 告示第三八号
四七〇	市道	南アルプス市戸田三七二番地三先線と甲西工業団地南交差点	西進す	終日	南アルプス	令和二年四月三日 告示第三八号
四六九	市道	南アルプス市戸田九一六番地五先線と甲西工業団地南交差点	東進す	終日	南アルプス	令和二年四月三日 告示第三八号
四六八	市道	南アルプス市戸田九七〇番地先線と国道五二号下り路交差点	西進す	終日	南アルプス	令和二年四月三日 告示第三八号

四八〇	市道	主要地	西進す	終日	南進す	令和二年四月三日 告示第三八号
四七九	市道	主要地	東進す	終日	南進す	令和二年四月三日 告示第三八号
四七八	市道	主要地	西進す	終日	南進す	令和二年四月三日 告示第三八号
四七七	市道	主要地	南進す	終日	南進す	令和二年四月三日 告示第三八号
四七六	市道	主要地	東進す	終日	南進す	令和二年四月三日 告示第三八号
四七五	市道	主要地	西進す	終日	南進す	令和二年四月三日 告示第三八号

四八七	四八六	四八五	四八四	四八三	四八二	四八一	
市道	主要地方道 三府市川線	町道	町道	主要地方道 府道 線	市道	国道 五号	
笛吹市石和町小石 和一五番地一十 先(市道)の十 字路(交差点)	西八代郡市川三郷 町市川大門一、三 八〇番地先(三郡 橋東交差点)	西八代郡市川三郷 町市川大門一、三 二六番地先(町道 同士の丁字路交差 点)	西八代郡市川三郷 町市川大門一、二 八番地先(町道 同士の丁字路交差 点)	五番市本町一丁目 三番三号先(本 町第二交差点)	甲斐市富竹新田二 三〇番地一先(市 道同士の丁字路交 差点)	甲斐市富竹新田二 六八番地一先(真 福寺入口交差点)	
東進す る大進 入車 、軽車 、原付 、除車 、除車 、除車 、除車	南進す る大進 入車 、軽車 、原付 、除車 、除車 、除車 、除車	南進す る大進 入車 、軽車 、原付 、除車 、除車 、除車 、除車	南進す る大進 入車 、軽車 、原付 、除車 、除車 、除車 、除車	南進す る大進 入車 、軽車 、原付 、除車 、除車 、除車 、除車	北進す る大進 入車 、軽車 、原付 、除車 、除車 、除車 、除車	西進す る大進 入車 、軽車 、原付 、除車 、除車 、除車 、除車	特大型 自動車 、特種 自動車 、自動 車
日曜、 休日 を除く 七時 から 九時 まで	七時 から 二時 まで	七時 から 二時 まで	七時 から 二時 まで	終日	終日	終日	
笛吹	鯉沢	鯉沢	鯉沢	韮崎	韮崎	韮崎	
令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	

四九三	四九二	四九一	四九〇	四八九	四八八	
市道	市道	市道	市道	市道	市道	
笛吹市石和町東油 川三九番地先(市 道同士の十字路交 差点)	笛吹市石和町東油 市八八番地先(市 道同士の十字路交 差点)	笛吹市石和町四日 市場一〇番地先 橋(石和南小前歩 道北交差点)	笛吹市石和町四日 市場三番地先 橋(石和南小前歩 道南交差点)	笛吹市石和町東油 川二九番地三先 路(市道同士の十 字路交差点)	笛吹市石和町井戸 一三番地先(恵 比寿交差点)	
東進す る大進 入車 、軽車 、原付 、除車 、除車 、除車 、除車	東進す る大進 入車 、軽車 、原付 、除車 、除車 、除車 、除車	北進す る大進 入車 、軽車 、原付 、除車 、除車 、除車 、除車	南進す る大進 入車 、軽車 、原付 、除車 、除車 、除車 、除車	西進す る大進 入車 、軽車 、原付 、除車 、除車 、除車 、除車	西進す る大進 入車 、軽車 、原付 、除車 、除車 、除車 、除車	特大型 自動車 、特種 自動車 、自動 車
七時 から 九時 まで	七時 から 九時 まで	終日	終日	七時 から 九時 まで	七時 から 九時 まで	
笛吹	笛吹	笛吹	笛吹	笛吹	笛吹	
令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	

五〇一	五〇〇	四九九	四九八	四九七	四九六	四九五	四九四
市道	市道	国道一〇号	石和部線	市道	市道	市道	市道
一、笛吹市石和町市部 (市道同士の丁字路)	笛吹市石和町広瀬 六、二、三番地一先 (向橋と市道との 十字路交差点)	笛吹市春日居町熊 野堂二、三、五番地二 先(春日居駐在所 前交差点)	笛吹市石和町市部 八、四、〇番地先(県 道小石和市部線と 市道との丁字路交 差点)	笛吹市石和町市部 八、二、二番地先(市 道同士の十字路交 差点)	笛吹市石和町市部 八、一、二番地先(市 道同士の十字路交 差点)	笛吹市石和町市部 一、九、五番地六 丁先(市道同士の 丁字路交差点)	笛吹市石和町八田 三、三、〇番地先(石 和橋と市道との 字路交差点)
東進す る大型 貨物自	南進す る車 両	南進す る大型 自動車 、 特種自 動車、 特種自 動車中	北進す る車 両	北進す る車 両 (軽車 を除く。)	北進す る車 両 (軽車 を除く。)	西進す る車 両	南進す る車 両 (軽車 を除く。)
終日	土曜、 日曜、 八時か の一時 まで	終日	終日	終日	終日	土曜、 日曜、 八時か の一時 まで	終日
笛吹	笛吹	笛吹	笛吹	笛吹	笛吹	笛吹	笛吹
令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

別表第六の五九二の項の次に次のように加える。

五九六	五九五	五九四	五九三	五〇三	五〇二
市道	市道	市道	国道三八号	国道一三七号	国道一三九号
甲府市丸の内二丁 目二、四番七号先 (市道同士の十字 路交差点)	甲府市塩部一丁目 四番一、二、三、四 番の丁字路交差 点)	甲府市丸の内二丁 目二、四番一、二 番の十字 路交差点)	甲府市相生二丁目 一、八番四号先(国 道三八号と市道 との丁字路交差 点)	富士吉田市上吉田 二丁目一、三番九 号先 (国道一三七号と 市道同士の十字 路交差点)	富士吉田市下吉田 三丁目六番二、二 番 先(本町二丁目交 差点)
東進す る車 両 (軽車 を除く。)	西進す る車 両 (軽車 を除く。)	北進す る車 両 (軽車 を除く。)	南進す る車 両 (軽車 を除く。)	西進す る車 両 (軽車 を除く。)	北進す る車 両 (軽車 を除く。)
終日	終日	終日	日曜、 休日、 除く七 時から 九時ま で	終日	終日
甲府	甲府	甲府	甲府	富士吉 田	富士吉 田
令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

六〇一	市道	甲府市池田一丁目 六番一丁先(市道 同士の丁字路交差 点)	東進す る車輪 を除く	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六〇〇	県道中 下条甲 府線	甲府市丸の内二 丁目一〇番一丁先 (県道中下条甲府 線と市道との十字 路交差点)	東進す る車輪 を除く	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
五九九	主要地 方道甲 府葑崎 線	甲府市塩部一丁目 九番七号先(主 要地方道甲府葑崎 と市道との丁字路 交差点)	東進す る車輪 を除く	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
五九八	市道	甲府市丸の内二 丁目二〇番一丁先 (市道同士の丁字 路交差点)	東進す る車輪 を除く	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
五九七	市道	甲府市塩部一丁目 六番二五号先(朝 日小学校前交差 点)	東進す る車輪 を除く	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

六〇二	県道中 下条甲 府線	甲府市丸の内二丁 目一四番一三号先 (県道中下条甲府 線と市道との丁字 路交差点)	東進す る車輪 を除く	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六〇三	市道	甲府市丸の内二丁 目一五番八号先 (市道同士の十字 路交差点)	西進す る車輪 を除く	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六〇四	主要地 方道甲 府葑崎 線	甲府市千塚一丁目 二番一九号先(主 要地方道甲府葑崎 と市道との十字 路交差点)	西進す る車輪 を除く	休日曜、 除く七 時から 九時ま ら	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六〇五	主要地 方道甲 府葑崎 線	甲府市千塚一丁目 二番一九号先(主 要地方道甲府葑崎 と市道との十字 路交差点)	東進す る車輪 を除く	休日曜、 除く七 時から 九時ま ら	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六〇六	主要地 方道甲 府葑崎 線	甲府市若松町四番 地一〇号先(主要地 方道甲府葑崎と市 道との十字路交差 点)	南進す る車輪 を除く	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六〇七	市道	甲府市城東二丁目 八番四号先(市道 同士の丁字路交差 点)	北進す る車輪 を除く	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六〇八	市道	甲府市城東二丁 目二〇番一八号先 (市道同士の丁字 路交差点)	北進す る車輪 を除く	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

六〇九	市道	甲府市丸の内二丁目一七番一丁の丁字路(市道同士の丁字路交差点)	東進する車両(二輪車)を、軽トラック、両係車、両除車	終日	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号
六一〇	市道	甲府市丸の内二丁目一五番一五号先(市道同士の丁字路交差点)	東進する車両(二輪車)を、軽トラック、両係車、両除車	終日	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号
六一一	市道	甲府市城東四丁目一五番二二号先(市道と第二池添橋との丁字路交差点)	西進する車両(二輪車)を、軽トラック、両係車、両除車	終日	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号
六一二	主要地方道甲斐線	甲府市丸の内二丁目四番二〇号先(主要地方道甲斐線と市道との丁字路交差点)	東進する車両(二輪車)を、軽トラック、両係車、両除車	終日	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号
六一三	市道	甲府市城東二丁目一〇号先(教育研究所南交差点)	東進する車両(二輪車)を、軽トラック、両係車、両除車	終日	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号
六一四	市道	甲府市丸の内一丁目一六番六号先(市道同士の丁字路交差点)	東進する車両(二輪車)を、軽トラック、両係車、両除車	終日	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号
六一五	市道	甲府市屋形一丁目五番九号先(市道同士の丁字路交差点)	南進する車両(二輪車)を、軽トラック、両係車、両除車	終日	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号
六一六	市道	甲府市北口三丁目	西進する車両(二輪車)を、軽トラック、両係車、両除車	終日	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号

六一七	市道	甲府市丸の内二丁目二番八号先(市道同士の丁字路交差点)	北進する車両(二輪車)を、軽トラック、両係車、両除車	終日	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号
六一八	主要地方道甲斐線	甲府市千塚一丁目一七号先(主要地方道甲斐線と市道との丁字路交差点)	東進する車両(二輪車)を、軽トラック、両係車、両除車	休日曜、除く七時から九時	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号
六一九	主要地方道甲斐線	甲府市千塚一丁目九番七号先(千塚神社入口交差点)	東進する車両(二輪車)を、軽トラック、両係車、両除車	休日曜、除く七時から九時	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号
六二〇	市道	甲府市宝一丁目二番五号先(市道同士の丁字路交差点)	東進する車両(二輪車)を、軽トラック、両係車、両除車	終日	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号
六二二	県道中条甲府線	甲府市宝一丁目一八号先(県道中条甲府線と市道との丁字路交差点)	東進する車両(二輪車)を、軽トラック、両係車、両除車	終日	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号
六二二	主要地方道甲斐線	甲府市湯村二丁目一四号先(主要地方道甲斐線と市道との丁字路交差点)	東進する車両(二輪車)を、軽トラック、両係車、両除車	休日曜、除く七時から九時	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号
六二三	市道	甲府市宝一丁目一	西進する車両(二輪車)を、軽トラック、両係車、両除車	終日	甲府	令和二年四月三〇日告示第三八号

六二八	六二七	六二六	六二五	六二四	
市道	市道	市道	国道五号	市道	
甲府市丸の内三丁目一三番六号先(穴切神社入口南交差点)	甲府市東光寺一丁目一三番九号先(市道同士の丁字路交差点)	甲府市屋形一丁目五番九号先(市道同士の十字路交差点)	甲府市丸の内三丁目二九番一三号先(青沼児童公園前交差点)	甲府市東光寺二丁目一三番二〇号先(市道同士の丁字路交差点)	五番五号先(市道同士の十字路交差点)
北進する車両(二輪、軽車、除く)	北進する大型自動車、特種自動車、特種大型自動車	北進する車両(二輪、軽車、除く)	西進する車両(二輪、軽車、除く)	北進する大型自動車、特種自動車、特種大型自動車	北進する大型自動車、特種自動車、特種大型自動車
終日	七時から九時まで	終日	終日	七時から九時まで	
甲府	甲府	甲府	甲府	甲府	
令和二年四月三〇日告示第三八号	令和二年四月三〇日告示第三八号	令和二年四月三〇日告示第三八号	令和二年四月三〇日告示第三八号	令和二年四月三〇日告示第三八号	〇日告示第三八号

六三四	六三三	六三二	六三一	六三〇	六二九
市道	市道	市道	市道	市道	市道
甲府市屋形一丁目二番三五号先(市道同士の丁字路交差点)	甲府市善光寺二丁目四番一〇号先(里垣小東交差点)	甲府市善光寺二丁目四番一〇号先(里垣小東交差点)	甲府市丸の内二丁目三八番一三丁目西(丸の内三丁目西交差点)	甲府市善光寺二丁目四番一〇号先(里垣小東交差点)	甲府市善光寺二丁目四番一〇号先(里垣小東交差点)
西進する車両(二輪、軽車、除く)	北進する大型自動車、特種自動車、特種大型自動車	北進する車両(二輪、軽車、除く)	北進する車両(二輪、軽車、除く)	南進する大型自動車、特種自動車、特種大型自動車	南進する車両(二輪、軽車、除く)
終日	七時から九時まで	休日を除く、七時から九時まで	終日	七時から九時まで	休日を除く、七時から九時まで
甲府	甲府	甲府	甲府	甲府	甲府
令和二年四月三〇日告示第三八号	令和二年四月三〇日告示第三八号	令和二年四月三〇日告示第三八号	令和二年四月三〇日告示第三八号	令和二年四月三〇日告示第三八号	令和二年四月三〇日告示第三八号

六五二	市道	甲府市国玉町一、 〇四一番地五先	東進す 大型車	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六五一	市道	甲府市国玉町九七 五番地一先(国玉 町交差点)	東進す 大型車 、 自 動 車 、 特 殊 大 型 車 、 特 動 車 、 特 定 自 動 車 、 自 動 車	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六五〇	主要地 甲府市湯田一丁目 一四番二号先(湯 田小東南交差点)	東進す 大型車 、 自 動 車 、 特 殊 大 型 車 、 特 動 車 、 特 定 自 動 車 、 自 動 車	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	
六四九	市道	甲府市青沼二丁目 一一番一三二号先 (市道同士の十字 路交差点)	南進す 大型車 、 自 動 車 、 特 殊 大 型 車 、 特 動 車 、 特 定 自 動 車 、 自 動 車	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六四八	県道中 下条甲 府線	甲府市下飯田一丁 目八番二号先(県 道中下条甲府線と 市道との丁字路交 差点)	西進す 大型車 、 自 動 車 、 特 殊 大 型 車 、 特 動 車 、 特 定 自 動 車 、 自 動 車	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

六五七	市道	甲府市湯田二丁目 七番七号先(テレ ビ山梨前交差点)	東進す 大型車 、 自 動 車 、 特 殊 大 型 車 、 特 動 車 、 特 定 自 動 車 、 自 動 車	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六五六	市道	甲府市湯田二丁目 六番五号先(市道 同士の十字路交差 点)	東進す 大型車 、 自 動 車 、 特 殊 大 型 車 、 特 動 車 、 特 定 自 動 車 、 自 動 車	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六五五	主要地 甲府市大里町三、 二番地六先 (万才橋東詰交差 点)	西進す 大型車 、 自 動 車 、 特 殊 大 型 車 、 特 動 車 、 特 定 自 動 車 、 自 動 車	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	
六五四	市道	甲府市大里町三、 八四七番地九先 (大里小学校西交 差点)	南進す 大型車 、 自 動 車 、 特 殊 大 型 車 、 特 動 車 、 特 定 自 動 車 、 自 動 車	七時か ら九時 まで	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六五三	市道	甲府市堀之内町六 九七番地先(大里 小学校西交差点)	北進す 大型車 、 自 動 車 、 特 殊 大 型 車 、 特 動 車 、 特 定 自 動 車 、 自 動 車	七時か ら九時 まで	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

六六三	市道	甲府市青沼二丁目 一八番三号先(市 道同士の十字路交 差点)	東進す る車輪 く。を 除(二車 軽を輪 除)	終日	南甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
六六二	市道	甲府市青沼二丁目 一七番二号先(市 道同士の丁字路交 差点)	東進す る車輪 く。を 除(二車 軽を輪 除)	終日	南甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
六六一	市道	甲府市青沼二丁目 一五番一号先(市 道同士の十字路交 差点)	東進す る車輪 く。を 除(二車 軽を輪 除)	終日	南甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
六六〇	市道	甲府市青沼二丁目 一四番九号先 (市道同士の丁字 路交差点)	南進す る車輪 く。を 除(二車 軽を輪 除)	終日	南甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
六五九	市道	甲府市青沼二丁目 五番二号先(市道 同士の十字路交差 点)	東進す る車輪 く。を 除(二車 軽を輪 除)	終日	南甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
六五八	市道	甲府市湯田二丁目 一六番一五号先 (市道同士の十字 路交差点)	東進す る車輪 く。を 除(二車 軽を輪 除)	終日	南甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
			型等は 左折も 禁止)			

六六四	市道	甲府市青沼二丁目 二五番四号先(総 合市民会館交差 点)	東進す る車輪 く。を 除(二車 軽を輪 除)	終日	南甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
六六五	市道	甲府市青沼三丁目 二番一四号先(市 道同士の十字路交 差点)	南進す る車輪 く。を 除(二車 軽を輪 除)	終日	南甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
六六六	市道	甲府市青沼三丁目 一一番一三三号先 (市道同士の十字 路交差点)	東進す る車輪 く。を 除(二車 軽を輪 除)	終日	南甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
六六七	市道	甲府市青沼三丁目 五番一三三号先(市 道同士の十字路交 差点)	東進す る車輪 く。を 除(二車 軽を輪 除)	終日	南甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
六六八	市道	甲府市青沼三丁目 一五番三三三号先(市 道同士の十字路交 差点)	東進す る車輪 く。を 除(二車 軽を輪 除)	終日	南甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
六六九	市道	甲府市朝気三丁目 七番九号先(市道 同士の十字路交差 点)	西進す る車輪 く。を 除(二車 軽を輪 除)	日曜、 休日 を除く 九時か ら七時 まで	南甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号
六七〇	市道	甲府市朝気三丁目 一八番一三三号先(市 道同士の十字路交 差点)	北進す る車輪 く。を 除(二車 軽を輪 除)	終日	南甲府	令和二年四月三 日 告示第三八号

六七六	五八三 国道	甲府市伊勢一丁目 二番二号先 (伊勢一交差点)	南進す る車 を軽 除	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六七五	五八三 国道	甲府市伊勢二丁目 二番一十九号先 (国道三 五八号と との十字 路交差 点)	南進す る車 を軽 除	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六七四	五八三 国道	甲府市伊勢一丁目 九番三〇号先 (伊勢一交差点)	北進す る車 を軽 除	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六七三	三府方 郷市道 川甲地 線	甲府市伊勢一丁目 八番三号先 (主要 地方道 甲府市 川三 郷線と との十 字路交 差点)	東進す る車 を軽 除	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六七二	方道 府中 左中央 線	甲府市大里町二、 九三番地先 (万才橋東詰交差点)	東進す る車 を軽 除	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六七一	市道	甲府市伊勢一丁目 一番二号先 (市道 同士の 丁字路 交差 点)	東進す る車 を軽 除	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

六七七	五八三 国道	甲府市伊勢二丁目 一六番一 号先 (国道 三五八 号と市 道との 丁字路 交差 点)	南進す る車 を軽 除	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六七八	市道	甲府市青沼二丁目 二番一 号先 (市道 同士の 十字路 交差 点)	北進す る車 を軽 除	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六七九	市道	甲府市大里町三、 五八二番 地先 (市道 同士の 変則交 差点)	南進す る車 を軽 除	七時か まら九 時	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六八〇	市道	甲府市里吉三丁目 二番五 号先 (市道 との十 字路交 差点)	西進す る車 を軽 除	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六八一	市道	甲府市太田町二 番地一 二先 (市道 同士の 十字路 交差 点)	西進す る車 を軽 除	八時か ら一時 まで	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六八二	市道	甲府市国母一丁目 一、二番 二、四 号先 (市道 と通学 橋と の十字 路交差 点)	東進す る車 を軽 除	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
六八三	市道	甲府市国母一丁目	東進す る車 を軽 除	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

六八九	市道	中央市西新居三番地二先(市道)	南進す る大型	終日	南甲府	○日 令和二年四月三
六八八	市道	甲府市幸町一六番地二先(市道)の十字路交差点	西進す る車輪 (二)除	終日	南甲府	○日 令和二年四月三 告示第三八号
六八七	市道	甲府市幸町四番地の十字路交差点	南進す る車輪 (二)除	終日	南甲府	○日 令和二年四月三 告示第三八号
六八六	市道	中央市山之神三、三五六番地一先(市道)の十字路交差点	東進す る大型 自動車、 特殊自動車、 自定中	終日	南甲府	○日 令和二年四月三 告示第三八号
六八五	市道	甲府市国母二丁目二番二五号先(市道)の丁字路交差点	東進す る車輪 (原付)除	終日	南甲府	○日 令和二年四月三 告示第三八号
六八四	市道	甲府市国母二丁目二番二一号先(市道)の丁字路交差点	東進す る車輪 (原付)除	終日	南甲府	○日 令和二年四月三 告示第三八号
			東進す る車輪 (原付)除	終日	南甲府	○日 告示第三八号

六九四	市道	甲府市下向山町一、五六一番地先(市道)の丁字路交差点	東進す る大型 自動車、 特殊自動車、 自定中	終日	南甲府	○日 令和二年四月三 告示第三八号
六九三	市道	甲府市湯田二丁目四番五号先(市道)の丁字路交差点	東進す る車輪 (二)除	終日	南甲府	○日 令和二年四月三 告示第三八号
六九二	市道	甲府市里吉四丁目一四号先(県庁里吉別館東交差点)	南進す る大型 自動車、 特殊自動車、 自定中	終日	南甲府	○日 令和二年四月三 告示第三八号
六九一	主要地方道 甲府中央 右左線	中央市成島一、二番地四先(下成島東交差点)	北進す る大型 自動車、 特殊自動車、 自定中	終日	南甲府	○日 令和二年四月三 告示第三八号
六九〇	市道	甲府市幸町二番地の十字路交差点	南進す る車輪	休日、 日曜、 除く七 時から 九時ま	南甲府	○日 令和二年四月三 告示第三八号
			東進す る大型 自動車、 特殊自動車、 自定中			告示第三八号

七二四	市道	南アルプス市沢登 三四六番地四先 (国道五二号上り 線と市道との十字 路交差点)	西進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
七二五	市道	南アルプス市沢登 三八三番地一先 (国道五二号下り 線と市道との十字 路交差点)	東進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
七二六	市道	南アルプス市沢登 三七四番地一先 (国道五二号上り 線と市道との十字 路交差点)	西進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
七二七	市道	南アルプス市沢登 三七九番地一先 (国道五二号下り 線と市道との丁字 路交差点)	東進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
七二八	市道	南アルプス市沢登 三七二番地一先 (国道五二号上り 線と市道との丁字 路交差点)	西進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
七二九	農道	南アルプス市沢登 四三二番地四先 (国道五二号下り 線と農道との丁字 路交差点)	東進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
七三〇	農道	南アルプス市沢登 四三七番地一先 (国道五二号上り 線と農道との丁字 路交差点)	西進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
七三二	市道	南アルプス市戸田 九一六番地五先 (甲西工業団地南 交差点)	東進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
七三三	市道	南アルプス市沢登 五〇五番地一先 (南アルプス消防 本部東交差点)	東進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

七三三	市道	南アルプス市沢 登五〇九番地一先 (南アルプス消防 本部東交差点)	西進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
七三四	市道	南アルプス市十五 所一、一三七番地 下り線と市道との 十字路交差点)	東進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
七三五	市道	南アルプス市十五 所一、二一〇番地 上り線と市道との 十字路交差点)	西進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
七三六	市道	南アルプス市十五 所一、二三二番地 上り線と市道との 丁字路交差点)	西進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
七三七	市道	南アルプス市十五 所一、一六七番地 下り線と市道との 十字路交差点)	東進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
七三八	市道	南アルプス市十五 所一、二四六番地 二先、(国道五二号 上り線と市道との 十字路交差点)	西進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
七三九	市道	南アルプス市十五 所一七三番地一先 (国道五二号上り 線と市道との十字 路交差点)	西進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
七四〇	市道	南アルプス市十五 所二〇七番地下り 線と市道との丁字 路交差点)	東進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
七四一	市道	南アルプス市吉田 七二九番地一先 (国道五二号上り 線と市道との丁字 路交差点)	西進す る車両	終日	南アル プス	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

七五〇	七四九	七四八	七四七	七四六	七四五	七四四	七四三	七四二
市道	市道	市道	市道	市道	市道	市道	市道	市道
南アルプス市十日 市場一四番地一先 (国道五二号下り)	南アルプス市十日 市場一、七九七番 地先(国道五二号 下り線と市道との 丁字路交差点)	南アルプス市十日 市場一、七六五番 地一先(国道五二 号上り線と市道と の丁字路交差点)	南アルプス市十日 市場一、七一三番 地八先(国道五二 号上り線と市道と の十字路交差点)	南アルプス市在 家(国道五二号下 り線と市道との十 字路交差点)	南アルプス市吉 田(国道五二号上 り線と市道との十 字路交差点)	南アルプス市吉 田(国道五二号下 り線と市道との十 字路交差点)	南アルプス市吉 田(国道五二号上 り線と市道との十 字路交差点)	南アルプス市吉 田(国道五二号下 り線と市道との十 字路交差点)
東進す る車両	東進す る車両	西進す る車両	西進す る車両	東進す る車両	西進す る車両	東進す る車両	西進す る車両	東進す る車両
終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日
南アル プス	南アル プス	南アル プス	南アル プス	南アル プス	南アル プス	南アル プス	南アル プス	南アル プス
令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

七五九	七五八	七五七	七五六	七五五	七五四	七五三	七五二	七五一
市道	市道	市道	市道	市道	農道	農道	農道	市道
南アルプス市十日 市場四〇三番地一 先(国道五二号上	南アルプス市十日 市場四二六番地一 先(国道五二号下 り線と市道との十 字路交差点)	南アルプス市戸 田(国道五二号上 り線と市道との十 字路交差点)	南アルプス市十日 市場四一七番地一 先(国道五二号上 り線と市道との十 字路交差点)	南アルプス市十日 市場五六四番地一 先(国道五二号下 り線と市道との十 字路交差点)	南アルプス市十日 市場一七四番地一 先(十日市場南交 差点)	南アルプス市十日 市場一九九番地一 先(十日市場南交 差点)	南アルプス市十日 市場七五番地一先 (国道五二号下り 線と農道との丁字 路交差点)	南アルプス市十日 市場四八番地一先 (国道五二号上り 線と市道との丁字 路交差点)
西進す る車両	東進す る車両	西進す る車両	西進す る車両	東進す る車両	東進す る車両	西進す る車両	東進す る車両	西進す る車両
終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日
南アル プス	南アル プス	南アル プス	南アル プス	南アル プス	南アル プス	南アル プス	南アル プス	南アル プス
令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

七六〇	市道	南アルプス市十日市場三七八番地一先(国道五二号下り線と市道との十字路交差点)	東進する車両	終日	南アルプス	令和二年四月三〇日 告示第三八号
七六一	市道	南アルプス市十日市場三七二番地一先(国道五二号上り線と市道との十字路交差点)	西進する車両	終日	南アルプス	令和二年四月三〇日 告示第三八号
七六二	農道	南アルプス市江原三七五番地一先(国道五二号下り線と農道との十字路交差点)	東進する車両	終日	南アルプス	令和二年四月三〇日 告示第三八号
七六三	農道	南アルプス市江原三六七番地一先(国道五二号上り線と農道との十字路交差点)	西進する車両	終日	南アルプス	令和二年四月三〇日 告示第三八号
七六四	農道	南アルプス市江原四〇四番地一先(国道五二号下り線と農道との十字路交差点)	東進する車両	終日	南アルプス	令和二年四月三〇日 告示第三八号
七六五	農道	南アルプス市江原四八五番地一先(国道五二号上り線と農道との丁字路交差点)	西進する車両	終日	南アルプス	令和二年四月三〇日 告示第三八号
七六六	農道	南アルプス市江原四六七番地一先(国道五二号下り線と農道との十字路交差点)	東進する車両	終日	南アルプス	令和二年四月三〇日 告示第三八号
七六七	農道	南アルプス市江原七一七番地一先(国道五二号上り線と農道との十字路交差点)	西進する車両	終日	南アルプス	令和二年四月三〇日 告示第三八号

七六八	市道	南アルプス市江原七三六番地一先(国道五二号下り線と市道との丁字路交差点)	東進する車両	終日	南アルプス	令和二年四月三〇日 告示第三八号
七六九	農道	南アルプス市江原七七九番地一先(国道五二号上り線と農道との丁字路交差点)	西進する車両	終日	南アルプス	令和二年四月三〇日 告示第三八号
七七〇	農道	南アルプス市江原八六一番地一先(国道五二号下り線と農道との丁字路交差点)	東進する車両	終日	南アルプス	令和二年四月三〇日 告示第三八号
七七一	農道	南アルプス市江原八四二番地一先(国道五二号上り線と農道との丁字路交差点)	西進する車両	終日	南アルプス	令和二年四月三〇日 告示第三八号
七七二	農道	南アルプス市田島八五四番地一先(国道五二号下り線と農道との十字路交差点)	東進する車両	終日	南アルプス	令和二年四月三〇日 告示第三八号
七七三	農道	南アルプス市江原一五八番地一先(国道五二号上り線と農道との十字路交差点)	西進する車両	終日	南アルプス	令和二年四月三〇日 告示第三八号
七七四	農道	南アルプス市田島一四五番地一先(国道五二号下り線と農道との丁字路交差点)	東進する車両	終日	南アルプス	令和二年四月三〇日 告示第三八号
七七五	農道	南アルプス市田島一三五番地一先(国道五二号下り線と農道との丁字路交差点)	東進する車両	終日	南アルプス	令和二年四月三〇日 告示第三八号
七七六	市道	南アルプス市田島一〇番地一先(国道五二号下り線と市道との十字路交差点)	東進する車両	終日	南アルプス	令和二年四月三〇日 告示第三八号

七八五	市道	南アルプス市清水 線と市道との丁字 路交差点	西進す	終日	南アル	令和二年四月三 ○日 告示第三八号
七八四	市道	南アルプス市清水 二四五番地一先 (国道五二号下り 線と市道との丁字 路交差点)	東進す る車両	終日	南アル	令和二年四月三 ○日 告示第三八号
七八三	市道	南アルプス市清水 二一三番地一先 (国道五二号上り 線と市道との十字 路交差点)	西進す る車両	終日	南アル	令和二年四月三 ○日 告示第三八号
七八二	市道	南アルプス市清水 一七三番地一先 (国道五二号下り 線と市道との十字 路交差点)	東進す る車両	終日	南アル	令和二年四月三 ○日 告示第三八号
七八一	市道	南アルプス市古市 場二番地一先 (国道五二号上り 線と市道との十字 路交差点)	西進す る車両	終日	南アル	令和二年四月三 ○日 告示第三八号
七八〇	市道	南アルプス市田島 五七一番地一先 (国道五二号下り 線と市道との丁字 路交差点)	東進す る車両	終日	南アル	令和二年四月三 ○日 告示第三八号
七七九	農道	南アルプス市田島 五五四番地一先 (国道五二号上り 線と農道との丁字 路交差点)	西進す る車両	終日	南アル	令和二年四月三 ○日 告示第三八号
七七八	市道	南アルプス市田島 五四〇番地一先 (国道五二号下り 線と市道との丁字 路交差点)	東進す る車両	終日	南アル	令和二年四月三 ○日 告示第三八号
七七七	市道	南アルプス市田島 五二一番地一先 (国道五二号上り 線と市道との十字 路交差点)	西進す る車両	終日	南アル	令和二年四月三 ○日 告示第三八号

七九三	市道	南アルプス市宮沢 一七三番地二先 (国道五二号上り 線と市道との十字 路交差点)	西進す る車両	終日	南アル	令和二年四月三 ○日 告示第三八号
七九二	市道	南アルプス市宮沢 七五番地一先 (国道五二号下り 線と市道との十字 路交差点)	東進す る車両	終日	南アル	令和二年四月三 ○日 告示第三八号
七九一	市道	南アルプス市宮沢 道五二番地一先 (国道五二号上り 線と市道との十字 路交差点)	西進す る車両	終日	南アル	令和二年四月三 ○日 告示第三八号
七九〇	市道	南アルプス市大師 一八番地一先 (国道五二号下り 線と市道との十字 路交差点)	東進す る車両	終日	南アル	令和二年四月三 ○日 告示第三八号
七八九	市道	南アルプス市大師 一〇二番地二先 (国道五二号上り 線と市道との十字 路交差点)	西進す る車両	終日	南アル	令和二年四月三 ○日 告示第三八号
七八八	市道	南アルプス市大師 二二三番地一先 (国道五二号下り 線と市道との十字 路交差点)	東進す る車両	終日	南アル	令和二年四月三 ○日 告示第三八号
七八七	市道	南アルプス市大師 一九九番地一先 (国道五二号上り 線と市道との丁字 路交差点)	西進す る車両	終日	南アル	令和二年四月三 ○日 告示第三八号
七八六	市道	南アルプス市大師 一九二番地一先 (国道五二号下り 線と市道との丁字 路交差点)	東進す る車両	終日	南アル	令和二年四月三 ○日 告示第三八号
		二六四番地二先 (国道五二号上り 線と市道との丁字 路交差点)	る車両		プス	○日 告示第三八号

八二三	八二二	八一	八一〇	八〇九	八〇八	八〇七	
県道小 石和部 線	市道	市道	県道大 川門 停車場 線	町道	市道	市道	府 葦崎 線
笛吹市石和町市部 四〇番地先(市 道と県道の丁字 路との交差点) 差	笛吹市石和町広瀬 六二番地一先 (向橋と市道の 十字路交差点)	笛吹市石和町八田 三三〇番地七五 (市道同士の十字 路交差点)	西八代郡市川三郷 町市川大門一三 八五番地六先(三 郡東橋東交差点)	西八代郡市川三郷 町市川大門四八 番地先(町道同 士の丁字路交 差点)	甲斐市富竹新田二 三〇番地一先(市 道同士の丁字路 交差点)	葦崎市富士見三丁 目九番七号先(上 の山入口交差点)	第二交差点)
南進す る車 両	北進す る車 両	南進す る車 両 (軽車 を除く)	北進す る車 両 (原付 車を除く)	北進す る車 両 (原付 車を除く)	南進す る車 両	北進す る大 型車 、自 動車 、特 殊大 型車 、特 定車 、特 種車 、自 定車 、自 動車	(二輪 を除く)
終日	土曜、 日曜、 休日 の八 時から 八時 まで	終日	七時 から 二時 まで	七時 から 二時 まで	終日	終日	
笛吹	笛吹	笛吹	鰍沢	鰍沢	葦崎	葦崎	
令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	告示第三八号

八一九	八一八	八一七	八一六	八一五	八一四
市道	市道	市道	市道	主要地 府道 線	市道
笛吹市石和町小 石和一五〇番地先 (市道同士の十字 路交差点)	笛吹市石和町東油 川三九番地の十字 路同士の交 差点)	笛吹市石和町東油 川二九番地の十字 (市道同士の十字 路交差点)	笛吹市石和町市部 五二番地の十字 路同士の交 差点)	笛吹市石和町小石 和三七五番地先 (主要地方道との 丁字路交差点)	笛吹市石和町市部 一〇四六番地先 (市道同士の丁 字路交差点)
西進す る車 両 (軽車 を除く)	東進す る大 型車 、自 動車 、特 種車 、自 定車 、自 動車	西進す る大 型車 、自 動車 、特 種車 、自 定車 、自 動車	南進す る車 両 (軽車 を除く)	東進す る車 両 (軽車 を除く)	西進す る大 型車 、自 動車 、特 種車 、自 定車 、自 動車
休日 を除く 七時 から 九時 まで	七時 から 九時 まで	七時 から 九時 まで	終日	七時 から 九時 まで (休日 を除く)	終日
笛吹	笛吹	笛吹	笛吹	笛吹	笛吹
令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

八二六	八二五	八二四	八二三	八二二	八二一	八二〇
市道	市道	市道	国道一〇号	市道	市道	市道
笛吹市石和町東油川八番地先の十字路交差点)	笛吹市石和町四日市場三番地一先(石和南小前歩道橋南交差点)	笛吹市石和町井戸一二九番地先(恵比寿交差点)	笛吹市春日居町鎮目三八番地一先(春日居駐在所前交差点)	笛吹市春日居町別田四二番地一先(春日居町駅南口ロータリー北側出入口)	笛吹市石和町広瀬一、一九番地一先(四八先(市道同士の丁字路交差点))	笛吹市石和町広瀬一、一九番地六の丁字路交差点)
西進する大型自動車	北進する車両	東進する大型自動車、自動特殊車、特型自動車	北進する大型自動車、自動特殊車、特型自動車	東進する車両	北進する車両	北進する車両
七時かまで	終日	七時かまで	終日	終日	土曜、日曜、休日の八時から八時まで	土曜、日曜、休日の八時から八時まで
笛吹	笛吹	笛吹	笛吹	笛吹	笛吹	笛吹
令和二年四月三〇日告示第三八号	令和二年四月三〇日告示第三八号	令和二年四月三〇日告示第三八号	令和二年四月三〇日告示第三八号	令和二年四月三〇日告示第三八号	令和二年四月三〇日告示第三八号	令和二年四月三〇日告示第三八号

別表第七の一〇五の項の次に次のように加える。

一〇七	一〇六	八三一	八三〇	八二九	八二八	八二七
市道	市道	国道三九号	市道	国道三七号	国道三九号	市道
甲府市城東四丁目一番二二番(市道と第二池添橋との交差点)	甲府市宝一丁目一六番六号先(市道同士の十字路交差点)	富士吉田市下吉田一丁目四番二一交差点)	富士吉田市下吉田四丁目一七番五号先(市道同士の丁字路交差点)	富士吉田市松山二丁目二番七号と市道との十字路交差点)	富士吉田市下吉田三丁目二番五〇号先(国道一三九号と市道との丁字路交差点)	笛吹市石和町八田三番三番地先の(石和橋と市道との丁字路交差点)
北進する車両(二輪)	東進する車両(二輪、軽車を除く)	南進する車両(原付、軽車を除く)	南進する車両(原付、軽車を除く)	東進する車両(軽車を除く)	北進する車両(原付、軽車を除く)	北進する車両(軽車を除く)
終日	終日	終日	終日	終日	終日	終日
甲府	甲府	富士吉田	富士吉田	富士吉田	富士吉田	笛吹
令和二年四月三〇日告示第三八号	令和二年四月三〇日告示第三八号	令和二年四月三〇日告示第三八号	令和二年四月三〇日告示第三八号	令和二年四月三〇日告示第三八号	令和二年四月三〇日告示第三八号	令和二年四月三〇日告示第三八号

一一二	市道	笛吹市石和町東油川八番地先(市道)の十字路交差点	北進す大型自動車、自定動	七時か ら九時 まで	笛吹	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
一一一	市道	甲府市下向山町一、五、一六番地先(市道)の十字路交差点	北進す大型自動車、自定動	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
一一〇	市道	甲府市住吉一丁目一、二、三番地先(住吉一丁目交差点)	西進す二輪、軽車、沿路	終日	南甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
一〇九	市道	甲府市宝一丁目七番一、二番の十字路交差点	北進す二輪、軽車、沿路	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
一〇八	市道	甲府市屋形一丁目八番四〇号先(市道)の十字路交差点	西進す二輪、軽車、沿路	終日	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
		十字路交差点	軽車、除く			

一一三	市道	笛吹市石和町井戸比寿交差点	南進す大型自動車、自定動	七時か ら九時 まで	笛吹	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
-----	----	---------------	--------------	------------------	----	-------------------------

別表第十の四七の項を次のように改める。

四七	主要地 府道甲斐崎線	甲府市宝一丁目一番一、二番先	四	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
----	---------------	----------------	---	----	-------------------------

別表第十の二、一〇四の項を次のように改める。

二、一〇四	主要地 方道長坂高根線	北杜市高根町村山西割九八六番地先	二	北杜	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
-------	----------------	------------------	---	----	-------------------------

別表第十の五、〇五六の項を次のように改める。

五、〇五六	削除			甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
-------	----	--	--	----	-------------------------

別表第十の五、六〇五の項の次に次のように加える。

五、六〇六	県道柳塩山線	山梨市牧丘町千野々宮四三七番地先	一	部下	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
五、六〇七	国道四一三号	南都留郡山中湖村平野五〇番地先	一	富士	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
五、六〇八	市道	富士吉田市上吉田五、五〇三番地先	一	富士	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
五、六〇九	県道高畑谷村停車場	都留市つる五丁目三番二、三番先	一	大月	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

五、六一〇	線 県道高煙谷村	都留市下谷二、八四五番地先	二	六月	令和二年四月三〇日 告示第三八号
五、六一一	線 県道高煙谷村	都留市金井五七番地二先	二	六月	令和二年四月三〇日 告示第三八号
五、六一二	線 県道高煙谷村	都留市金井六二番地一先	一	六月	令和二年四月三〇日 告示第三八号

別表第十四の一八九の項を次のように改める。

一八九	市道	甲府市宝一丁目二番九号先(市道同士の十字路交差点)から甲府市宝一丁目九番一丁南交差点)までの両側	二二〇	三〇	甲府	令和二年四月三〇日 告示第三八号
-----	----	--	-----	----	----	---------------------

別表第十四の一、六九〇の項を次のように改める。

一、六九〇	線 県道高煙谷村	都留市大幡一、七三三番地二先(岩崎橋北十字路)から都留市金井六二番地一先(県道高煙谷村の丁字路交差点)までの両側	二、六〇〇	四十	大月	令和二年四月三〇日 告示第三八号
-------	----------	--	-------	----	----	---------------------

別表第十四の一、七六四の項の次に次のように加える。

一、七六四	線 県道高煙谷村	都留市金井六二番地一先(県道高煙谷村の丁字路交差点)から都留市土の丁字路交差点)までの両側	一、三〇〇	四十	大月	令和二年四月三〇日 告示第三八号
-------	----------	---	-------	----	----	---------------------

一三五	主要地 坂高根	北杜市高根町村三番地一(主要地)から北杜市高根町村二番地七(主要地)までの両側	一、四五〇	車両	終日	北杜	令和二年四月三〇日 告示第三八号
-----	------------	---	-------	----	----	----	---------------------

別表第十五の一三五の項を次のように改める。

四九三	市道	甲府市宝一丁目九番一丁南交差点)から甲府市宝一丁目二番九号先(市道同士の十字路交差点)までの両側	二二〇	車両	終日	甲府	令和二年四月三〇日 告示第三八号
-----	----	--	-----	----	----	----	---------------------

別表第十五の四九二の項の次に次のように加える。

四九四	線 県道高煙谷村	都留市つる五丁目三番二号先(県道高煙谷村の丁字路交差点)から都留市金井五七番地二先(県道高煙谷村の丁字路交差点)までの両側	五五〇	車両	終日	大月	令和二年四月三〇日 告示第三八号
-----	----------	---	-----	----	----	----	---------------------

別表第十六の一、〇二二、〇二四の項の次に次のように加える。

一、〇二二	市道	甲府市宝一丁目八番一十九号先(市道同士の丁字路交差点)・北進(車両)			終日	甲府	令和二年四月三〇日 告示第三八号
-------	----	------------------------------------	--	--	----	----	---------------------

別表第十七の二八六の項を次のように改める。

一一、〇二六	市道	甲府市荒川二丁目六番一、二番一 先(県道中下条甲府線と市道との 丁字路交差点・西進車 両)	甲府	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
一一、〇二七	市道	北杜市高根町村山西割九八六 番地先(主要地方道長坂高根 線と市道との十字路交差点・ 南進車線両)	北杜	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
一一、〇二八	市道	甲州市塩山三日市場六三〇番 地先(市道同士の丁字路交差 点・南進車両)	日下部	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
一一、〇二九	市道	甲州市塩山三日市場四七一番 地先(市道同士の丁字路交差 点・南進車両)	日下部	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
一一、〇三〇	市道	甲州市塩山三日市場四四〇番 地先(市道同士の丁字路交 差点・南進車両)	日下部	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
一一、〇三一	市道	富士吉田市新町一丁目二番一 号先(市道同士の丁字路交差 点・北進車両)	富士吉 田	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
一一、〇三二	県道高 煙谷村 停車場 線	都留市つる五丁目三番二三号 先(県道高煙谷村停車場線同 士の丁字路交差点・北進車 両)	大月	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
一一、〇三三	県道高 煙谷村 停車場 線	都留市金井五六番地先(県道 高煙谷村停車場線同士の十字 路交差点・南進車両)	大月	令和二年四月三 〇日 告示第三八号
一一、〇三四	県道高 煙谷村 停車場 線	都留市金井五七番地二先(県 道高煙谷村停車場線同士の十 字路交差点・北進車両)	大月	令和二年四月三 〇日 告示第三八号

二八六	県道高 煙谷村 停車場 線	都留市下谷 二、八四五番 地先(羽根子 入口交差点) から都留市つ る一丁目六番 三号先(寿町	五五〇	車両	終日	大月	令和二年 四月三〇 日 告示第三 八号
-----	------------------------	---	-----	----	----	----	---------------------------------

交差点)まで
の両側

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番